

資料 1

2021年3月5日

食品衛生分科会

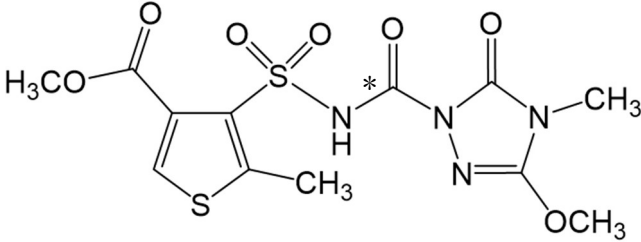
審議事項に関する資料

(1) 審議事項

①食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・チエンカルバゾンメチル（国内登録申請に基づく新規の基準値設定…… 3

チエンカルバゾンメチル (Thiencarbazone-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>* : 当該炭素原子に結合する N と O との結合状態に関して、互変異性体が存在するが、本構造では互変異性体の一方を記載している。</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	トリアゾリノン系の除草剤である。植物のアセト乳酸合成酵素 (ALS) 活性を阻害することにより、殺草作用を示すと考えられている。
適用作物／適用品害虫等	てんさい／一年生雑草
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価は行われておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小麦、とうもろこし等に、カナダにおいて小麦、牛等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 1.1 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は膀胱結石等) 無毒性量 117 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスを用いた 78 週間発がん性試験において、雌雄で膀胱移行上皮乳頭腫、雄で前立腺部尿道移行上皮癌、雌で膀胱移行上皮癌が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。 (参考) 遺伝毒性試験の結果は、いずれも陰性であった。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>チエンカルバゾンメチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の 512 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：チエンカルバゾンメチルとする。

暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		TMDI/ADI (%)
	国民全体 (1 歳以上)	0.0 ^{※)}
	幼小児 (1~6 歳)	0.0
	妊婦	0.0
	高齢者 (65 歳以上)	0.0
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake) ※) 国民全体、幼小児、妊婦及び高齢者の ADI 比は、0.002~0.006% であった。	
意見聴取の状況	令和 2 年 12 月 25 日に在京大使館への説明を実施 令和 2 年 2 月 15 日に WTO 通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

農薬名 チエンカルバゾンメチル

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい	0.04		申		⋮	<0.01,0.01,0.02

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

答申（案）

（別紙2）

チエンカルバゾンメチル

食品名	残留基準値 ppm
てんさい	0.04